

保護者各位

地域子育て支援課

小学校臨時休業の期間延長に伴う放課後ルームについて
(医療従事者等、家庭での監護が困難な方へ)

日頃より、保護者の皆様方には放課後ルーム事業にご理解ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

現在、放課後ルームは臨時休所していますが、医療従事者や社会機能を維持するために就業することが必要な方、ひとり親などで仕事を休むことが困難な方、事情により家庭での監護が特に困難な方等につきましては、放課後ルームでお預かりをします。

ご希望がある保護者の方につきましては、下記をご確認のうえご申請いただきますようお願い申し上げます。

なお、既に利用されている方につきましては、再度、申請書のご提出は必要ありません。

記

対象児童	申請時点で船橋市に住民登録がある児童
対象期間	令和2年5月30日(土)まで(日曜・祝日はお休み)
利用時間	8時から19時まで
対象要件	保護者が以下のような理由により、家庭で子どもだけになってしまう児童 ① 就労のため(日曜日を除き、週3日以上又は月12日以上勤務があること) ② 出産のため(出産月をはさんで前後2か月間) ③ 病気や家族の介護 ※①～③の理由があり、加えて、医療従事者や社会機能を維持するために就業することが必要な方、ひとり親などで仕事を休むことが困難な方、事情により家庭での監護が特に困難な方に限ります
提出書類	「申請書(臨時入所用)」「就労状況申立書又は就労以外の状況申立書」 「出席予定表」「臨時休所に伴う放課後ルーム利用申込書」 なお、申請書類は船橋市HP (https://www.city.funabashi.lg.jp/kodomo/support/005/p078193.html) でダウンロードしてご記入ください。※申請窓口でも配布いたします。 【今回初めてご申請をされる方】 後日、追加で「就労証明書等」の提出が必要となります。

(裏面に続く)

【令和2年3月に臨時放課後ルームをご利用されていた方】

後日、追加で「就労証明書等」の提出が必要となります（※3月分として提出済みの方を除く）。

【令和2年4月からの放課後ルームをご申請（※臨時放課後ルームを除く）されている方のうち、待機となっている方】

※「申請書（臨時入所用）」「出席予定表」の提出をお願いします。「就労状況申立書又は就労以外の状況申立書」および、後日の「追加提出書類（就労証明書等）」は必要ありません。

利用料

4月分5,400円（4月から利用している場合）、5月分8,000円（2日まで600円、7日以降7,400円）です。

生活保護を受けている世帯等は減免措置がありますので、詳しくはお問い合わせください。後日、納付書をご郵送いたします。なお、ご利用日数が少ない場合でも、同じ金額をお支払いいただくこととなりますので、ご注意ください。

※3月の臨時放課後ルームにつきましては、国庫補助の活用により、利用料を無料としましたが、4月13日以降の臨時放課後ルームの料金につきましては、国庫補助の対象となるかどうかは未定です。

申請方法

地域子育て支援課へ持参、メール及びFAX（平日9時～17時まで受付）

※番号等は下記、お問い合わせをご参照ください。

※ご利用希望日の前日の17時までに申請が必要です。

※土曜日、日曜日、祝日や平日17時を過ぎてのメールやFAXはその翌日の受理となり、受理日の翌日からの利用許可となります。

※5月7日（木）から利用希望の場合は、5月1日（金）17時までに申請が必要になります。

利用について

各種ご利用についてのご案内は、船橋市HP

<https://www.city.funabashi.lg.jp/kodomo/support/005/p078193.html>

に掲載しております。ご利用の方は必ずご確認をお願い申し上げます。

（「保護者の方へ」「健康観察カード」「臨時放課後ルーム開所場所一覧」

「船っ子教室連絡先一覧（臨時放課後ルーム）」「放課後ルーム一覧表」参照）

その他

蔓延防止のため、ご家庭で監護できる場合はご利用を控えてくださいますようお願いいたします。

お問い合わせ

平日9時～17時 地域子育て支援課 TEL047-436-2318

FAX047-436-3416 E-mail jidoikusei@city.funabashi.lg.jp